

< 第 3 部 > 各種調查結果

1 原水・浄水の放射能（放射性ヨウ素・放射性セシウム）測定結果

1 目的

平成24年4月1日より厚生労働省は、水道水中の新たな管理目標値として放射性セシウム（セシウム134及び137の合計）を1リットルあたり10 Bq（ベクレル）と定めた。これを受け、当市では平成24年4月より核種別放射性物質（放射性ヨウ素、¹³¹放射性セシウム¹³⁴・¹³⁷）について測定を行っている。

2 調査項目及び測定方法

（1）調査項目

放射性ヨウ素¹³¹、放射性セシウム¹³⁴・¹³⁷

（2）測定方法

核種放射線物質測定器（高純度ゲルマニウム半導体検出器）による。

3 調査地点

原 水	一津屋取水場
	柴島取水場
浄 水	神崎浄水場

4 調査結果

調査結果は表-1のとおり。

調査の結果、全ての地点で検出限界値を下回っており、検出されていない状況である。検出限界値とは、測定装置により、測定対象物質が存在していることがわかる最低の濃度である。

表-1 原水・浄水における放射能（放射性セシウム・ヨウ素）測定結果表

(単位 ; Bq/L)

採水地点 採水日	試料	一津屋取水場 原水		柴島取水場 原水		神崎浄水場 浄水	
		測定結果	検出下限値	測定結果	検出下限値	測定結果	検出下限値
令和3年5月24日	放射性ヨウ素131	検出せず	0.9	検出せず	0.8	検出せず	0.7
	放射性セシウム134	検出せず	0.7	検出せず	0.6	検出せず	0.7
	放射性セシウム137	検出せず	0.6	検出せず	0.5	検出せず	0.6
令和3年7月19日	放射性ヨウ素131	検出せず	0.9	検出せず	0.9	検出せず	0.6
	放射性セシウム134	検出せず	0.6	検出せず	0.5	検出せず	0.6
	放射性セシウム137	検出せず	0.6	検出せず	0.6	検出せず	0.7
令和3年10月25日	放射性ヨウ素131	検出せず	0.8	検出せず	0.8	検出せず	0.5
	放射性セシウム134	検出せず	0.5	検出せず	0.7	検出せず	0.6
	放射性セシウム137	検出せず	0.7	検出せず	0.6	検出せず	0.6
令和4年2月21日	放射性ヨウ素131	検出せず	0.8	検出せず	0.9	検出せず	0.7
	放射性セシウム134	検出せず	0.6	検出せず	0.6	検出せず	0.6
	放射性セシウム137	検出せず	0.6	検出せず	0.7	検出せず	0.6

検出せず : 測定値が検出限界値を下回っていることを表わす。

測定 : 阪神水道企業団猪名川浄水場水質試験所